

令和7年7月23日

相馬市長 立谷 秀清 様

相馬市下水道審議会
会長 草野 清貴



下水道使用料のあり方について（答申）

令和7年7月9日付け7相下第90号で諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

1 下水道使用料のあり方について

（1）下水道使用料の改定

本市の下水道使用料は、平成7年に改定して以来、30年が経過している。

現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費をまかなうことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助により、下水道経営が維持されている状況であり、受益者負担の原則にあてはまらないものとなっている。

下水道整備区域を拡張する時代は、新規利用者の増加など財源の増収があったが、近年では人口減少や節水機器の普及などにより、下水道使用料の大幅な増加は期待できない。加えて、今後は下水道施設の老朽化による施設・設備の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すとともに、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応などにより、市の財政状況は更に厳しくなることが懸念される。

また、現在の下水道使用料単価は137.62円/m³であり、国が要請する全国平均単価の150円/m³を下回っていることから、改善が求められている。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費を下水道使用料で回収できるよう、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

しかし、下水道使用料改定に際しては、急激な使用料の増額による市民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えます。

(2) 下水道使用料算定期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金であるため、使用料対象経費を積算する期間は、一般的に3年から5年程度に設定することが適当である。

算定期間は、令和8年度から「相馬市下水道事業経営戦略」の見直しを行う令和11年度までの4年間とすることが適当であるとした。

(3) 改定率

10%引き上げ

公営企業である下水道事業は、「汚水をきれいにする経費は使用料でまかなう」という考え方に基づき、算定期間内において経費回収率を100%にするためには、現行より18%の改定が必要となるが、使用者に対して急激な負担増を強いることとなるため、十分な配慮が必要である。

このため、令和5年度決算における使用料収入不足の解消および国が求める使用料単価の目安である150円/㎡を目標とし、現行の使用料から10%の改定が適当であるとした。

(4) 使用料体系

基本使用料と超過使用料については、平成7年度に設定した内容がその後改定されることなく現在に至っていることから、現行の使用料体系が市民には十分に浸透している。

また、使用料体系の変更は、使用者の多くを占める一般家庭などの小口使用者の負担を大きくすることになるため、今回の改定では、現行の使用料体系を維持し、基本使用料単価と超過使用料単価を一律に改定することが適当である。

(5) 改定時期

令和8年4月施行

令和7年9月定例市議会に条例改正案を上程し、議決を得た後に下水道使用者への周知を行い、令和8年4月からの施行を目途に下水道使用料の改定を行うことが適当である。

2 附帯意見

①住民等への周知・広報

下水道使用料の改定は、住民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、内容等について使用者に対して十分に理解していただくために、効果的な周知・広報活動に努めること。

②次回下水道使用料のあり方の検討

今後の使用料のあり方については、少なくとも5年ごとに検討を行うこと。また、人口減少や物価の高騰といった社会的情勢等の変化により、経営の悪化が懸念される場合においては早期に検討を行うこと。

3. むすびに

本審議会では諮問書の趣旨である「受益者負担の原則に基づく適正な下水道使用料」に基づき、下水道使用料の適正価格について示したところである。

社会経済情勢の変化に対応しながら経営基盤の強化に努め、生活環境の更なる向上のため、下水道事業の一層の推進を切望する。